

第  
4  
章

## 第2期吹田市障がい児福祉計画

# 1 基本的な考え方

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、本市における障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保の方策等を定める計画です。

障がいのある児童の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障がい児通所支援等を必要とする児童が増加する中、早期発見・早期支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっており、また、民間事業所の関わりが広がる現状において、公・民のさらなる連携も必要です。

障がい児福祉計画に基づき、障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するとともに、必要なときに必要な支援へと着実につないでいくけるよう、関係機関と連携を強化し、取組を推進していきます。

国の基本指針や大阪府の考え方を踏まえた障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

## (1) 地域支援体制の構築

こども発達支援センターを本市の障がい児支援の拠点施設と位置付け、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービス事業所と連携し、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がい児通所支援サービス事業所に対しては、関係部局が連携し、情報共有や課題解決に向けた研修、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施等に努め、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

## (2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

こども発達支援センター等の子育て支援担当部局と保健センター等の保健医療担当部局の関係機関同士が緊密な連携を図り、障がい児の早期発見・早期支援や健全育成、障がい児通所支援の体制整備を推進するとともに、児童のライフステージに沿って、教育等の関係機関へ支援を円滑に引き継いでいくよう努めます。

また、難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援につなげるよう努めます。

### (3) 地域社会への参加・包容の推進

障がい児通所支援サービス事業所等と、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）、幼稚園、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築に努めます。

また、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。さらに、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めます。

### (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

市内に2か所ある医療型児童発達支援センターのほか、重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所等により、重症心身障がい児の地域生活を支援する体制の整備に努めます。

また、医療的ケア児の育ちや暮らしを支援するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が参加する協議の場を活用した社会資源の開発・改善に努めます。

### (5) 障がい児相談支援の提供体制

障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターや保健センター、のびのび子育てプラザ、子育て政策室等の各機関の役割を周知するとともに、各機関において専門知識を深め、ライフステージに応じた適切な支援につなげるよう連携し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい児通所支援サービスの利用にあたっては、児童本人や家族に対する支援を継続的かつ一体的に受けられるように障がい児相談支援の利用の周知に努めるとともに、障がい児相談支援を実施する事業者の質の向上のため、こども発達支援センターによる後方支援の充実を図ります。

## 2 成果目標

第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標（成果目標）を設定します。

また、第6期障がい福祉計画にある成果目標のうち、障がい児支援の提供体制に関連する事項については、内容を再掲しています。

### （1）障がい児支援の提供体制の整備等

#### 1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

＜参考＞

●国の基本指針 大阪府の考え方

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置
- ・各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

#### 【成果目標】

項目	年度 令和5年度 (2023年度)	目標	現状
		福祉型 1か所 医療型 2か所	福祉型 1か所 医療型 2か所
児童発達支援センターの設置			
保育所等訪問支援を実施する事業所数	3か所	3か所	

#### 【現状・考え方】

- ・児童発達支援センターの設置については、市内に福祉型児童発達支援センター1か所、医療型児童発達支援センター2か所を設置済みです。第1期計画に引き続き、利用環境の整備に努めます。
- ・保育所等訪問支援については、第1期計画では4か所としていましたが、これまでの利用実績などから、第2期計画期間の目標値は3か所と設定します。他の巡回・派遣型事業と連携し、役割分担をしながら、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実を図ります。

## 2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<参考>

●国の基本指針

- ・令和5年度末までに、各市町村に1か所以上確保する

●大阪府の考え方

- ・大阪府の成果目標を、令和元年度時点の大坂府の重症心身障がい児の数に占める各市町村の重症心身障がい児の数で按分した数値を踏まえ、目標値を設定

(本市においては児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所)

### 【成果目標】

項目	年度	目標	現状
	令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	3か所	3か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4か所	4か所	

### 【現状・考え方】

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、第1期計画では4か所としていましたが、これまでの利用実績や支援ニーズの動向などから、第2期計画期間の目標値を3か所と設定します。今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、これまでの利用実績などから、第2期計画期間においても目標値を4か所と設定します。今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。

### 3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<参考>

●国の基本指針

- ・令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する

●大阪府の考え方

- ・令和5年度末までに医療・障がい福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置

#### 【成果目標】

項目	年度	目標	現状
	令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済	
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	1名	1名	

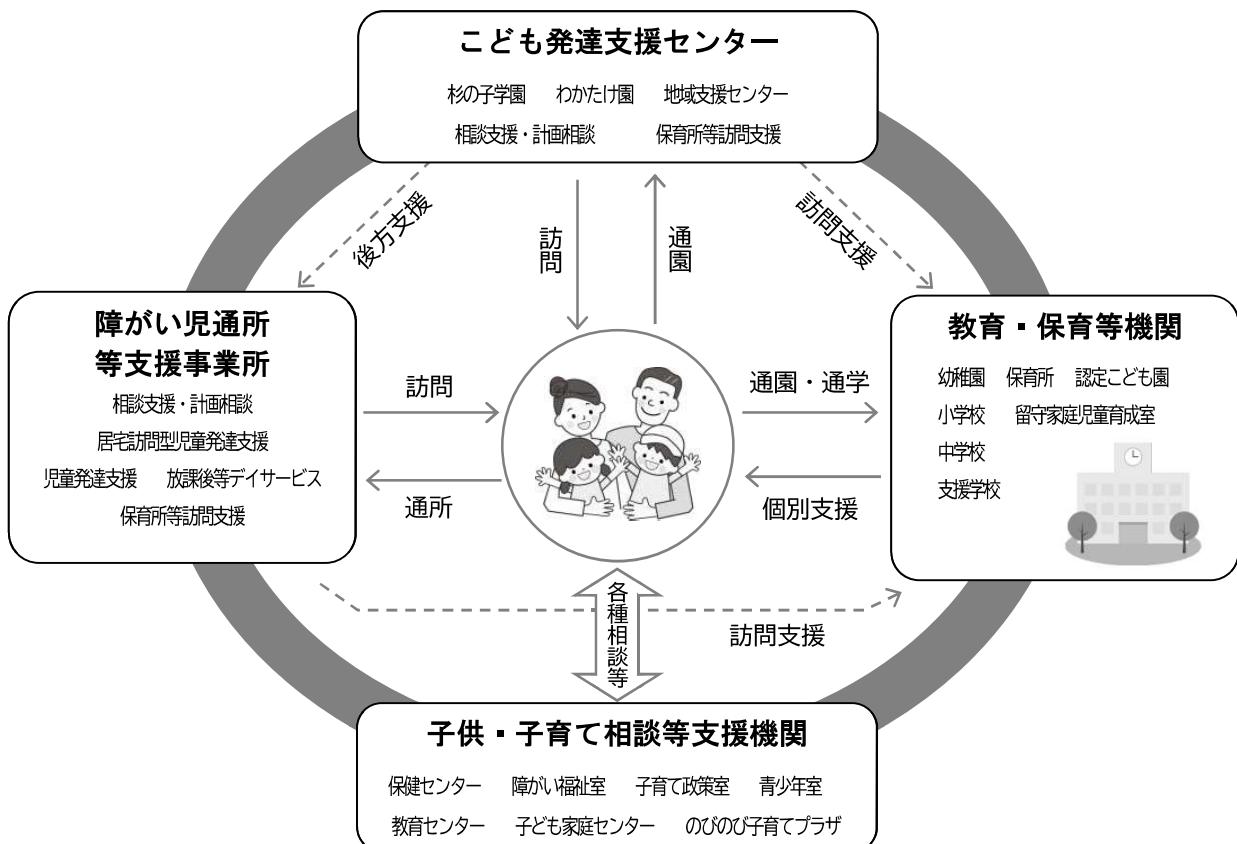
#### 【現状・考え方】

- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため、吹田市域療育等関係機関連絡会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置付けています。
- ・コーディネーターの配置については、大阪府の研修を修了したコーディネーターをこども発達支援センターに配置しています。こども発達支援センターでは医療・福祉の専門職が連携を図る体制を構築しており、同センターの連携体制の中で、コーディネーターを中心に関連分野の支援の調整に当たることにより、医療・福祉の両観点からの支援体制を整えます。また、保健センターが担う小児慢性特定疾病児や医療的ケア児の支援と連携し、必要に応じて民間事業所にも参加を呼びかけ、支援の充実に努めます。

### 成果目標に係る主な取組

- (ア) 本市の障がい児支援の拠点施設であるこども発達支援センターと障がい児通所支援サービス事業所との連携強化を図り、事業所への訪問巡回や、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の活動を通じた情報共有や課題解決に向けた研修の実施等により、療育水準の向上に努めます。
- (イ) こども発達支援センター等で実施している保育所等への巡回相談などの巡回・派遣型事業と連携し、役割分担をしながら、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実を図ります。
- (ウ) 早期発見・早期療育に向けた取組を推進するため、母子保健を担当する保健センターや、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、相談体制を整備するとともに、親子教室の充実や児童発達支援事業所等との連携、療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。

こども発達支援センターを拠点とした療育支援<イメージ図>



第1章  
第2期吹田市障がい児福祉計画及び  
概要

第2章  
吹田市における  
障がい者の状況

第3章  
第6期吹田市  
障がい福祉計画

第4章 第2期吹田市  
障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく  
施策の推進に向けて

資料

- (工) 療育支援に当たっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。特に小学校就学時の関係支援機関の移行期には、それまでの支援が途切れる事のないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保に努めます。
- (才) 引き継ぎにおいては、児童の障がいの特性を関係者間で共有し、具体的な支援につなげるよう、児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルである「発達支援手帳すいすいの一と」の活用促進に取り組み、ライフステージごとの課題や情報の共有を図ります。また、相談支援事業者を中心としたサービス担当者会議を推進するとともに、日常支援としてモニタリングの機会を通じ、保育・教育機関と通所支援事業者の情報共有がスムーズに行われるよう、課題の分析、仕組みの検討を行います。
- (力) 発達障がいのある児童の家族への支援として、子供の特性を理解し、具体的な対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムの充実に取り組みます。また、こども発達支援センターにおける、卒園児や在園児の保護者を対象とした交流会や、保護者や本人同士等の集まる場の提供についても、取組の充実を目指します。
- (キ) 市民アンケートにおいて、進学や訓練、就職など進路のことへの気がかりの割合が高かったことを踏まえ、障がい福祉室や関係部局と連携し、18歳以降の支援体制についての情報発信に努めます。
- (ク) 医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援等の充実を進めます。また、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、居宅介護や訪問看護等について、関係機関と連携し、個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。



## (2) 相談支援体制の充実・強化等【障がい福祉計画再掲】

### 目標

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

### 目標設定に当たっての考え方

本市においては、基幹相談支援センター及び市内6ブロックに障がい者相談支援センターを設置していることから、さまざまな障がい種別や多様なニーズに対応できる相談支援機関となるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを成果目標とします。

### 成果目標達成に向けての取組

- ・高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、相談から適切な支援につなげるため、相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築に取り組みます。また、居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）と連携するとともに、吹田市地域自立支援協議会地域会議において、障がい者等の支援に係る課題解消を図るため、社会資源の現状分析や評価等を行うとともに、情報共有や相互連携に取り組みます。**重点取組**
- ・さまざまな障がいのうち、発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいとして考えられることから、支援の入り口部分である相談や支援について、大阪府発達障がい者支援センターと連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組みます。また、発達障がいのある児童の家族への支援として実施しているペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについては、引き続き受講者数の増加をめざします。なお、ペアレントメンターネット事業及びピアサポート推進事業に関しては、今後、事業のあり方について検討します。

### 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<発達障がい> ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人/年)	38	47	56

### (3) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【障がい福祉計画再掲】

#### 目標

- ・障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及び子育て政策室との連携体制を強化します。
- ・府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

#### 目標設定に当たっての考え方

事業所指定の権限を持つ本市の状況に置き換えて、目標を設定します。

#### 成果目標達成に向けての取組

- ・障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行い、不正請求等の未然防止に向けた取組を継続します。
- ・福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及び子育て政策室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。
- ・大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
- ・基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修を受講するなど、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組みます。

## 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数（人/年）	31	31	31
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数（回/年）	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数（回/年）	2	2	2

### 3 障がい児支援の利用見込みとその確保策

成果目標を達成するため、障がい児支援の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。障がい児通所支援等の必要量を見込むに当たっては、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、それぞれの支援の月間実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量を見込量として積算することを基本とします。

また、第6期障がい福祉計画にある活動指標のうち、障がい児支援の提供体制に関連する事項については、内容を再掲しています。

#### （1）障がい児通所支援等

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障がい児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を提供します。

## 【実績】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (※2)
児童発達支援	利用児童数(人) (※1)	534	637	627
	利用日数総数(人日)	3,444	3,994	3,536
医療型児童発達支援	利用児童数(人) (※1)	64	59	44
	利用日数総数(人日)	728	689	425
放課後等デイサービス	利用児童数(人) (※1)	1,124	1,364	1,454
	利用日数総数(人日)	7,633	8,908	9,147
保育所等訪問支援	利用児童数(人)	3	4	4
	訪問回数(回)	9	15	13
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)	0	2	2
	訪問回数(回)	0	5	5
障がい児相談支援	利用児童数(人)	213	288	342

(※1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、延べ人数

(※2) 令和2年度（2020年度）は令和2年9月までの数値

## 【見込量】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	利用児童数(人) (※3)	507	537	569
	利用日数総数(人日)	4,053	4,295	4,553
医療型児童発達支援	利用児童数(人) (※3)	55	55	55
	利用日数総数(人日)	660	660	660
放課後等デイサービス	利用児童数(人) (※3)	1,303	1,538	1,814
	利用日数総数(人日)	11,728	13,838	16,329
保育所等訪問支援	利用児童数(人)	5	5	5
	訪問回数(回)	17	19	19
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)	4	4	4
	訪問回数(回)	20	20	20
障がい児相談支援	利用児童数(人)	427	533	666

(※3) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、実人数

### 【見込量確保のための方策】

- ・多様な事業所の参入やサービスの周知が進んだことにより、サービスを利用する児童数及び利用量の拡大が図られました。特に「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」は、市民アンケートにおいても、利用意向が高く、第2期計画期間中も利用量の拡大が見込まれます。今後もサービスが必要な児童がスムーズに支援を受けることができるよう制度の周知や体制整備に取り組むとともに、支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。
- ・支援の質の向上に関しては、市民アンケートにおいても、事業所の質向上を望む割合が高かったことも踏まえ、障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。
- ・支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、必要に応じ家族への支援を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施するなど、相談支援体制の充実・強化に努めます。

## (2) 地域生活支援事業

### 障がい児等療育支援事業【障がい福祉計画再掲】

在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、療育の技術向上等を目的とする機関支援や研修を行うとともに、療育等の実施機関との重層的な連携を図ります。

### 【実績と見込量】

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児等 療育支援事業	実施箇所数 (か所)	—	—	1	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

- ・障がい児等の支援を行う事業所等に対し療育や相談に関する助言や、支援技術向上のための研修等を行います。

### (3) 子ども・子育て支援等

吹田市子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として策定しています。第2期障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第2期障がい児福祉計画期間における障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

#### 【実績】

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
保育所	利用児童数(人) (※1)	149	117	113
認定こども園	利用児童数(人) (※1)	34	45	50
放課後児童クラブ (留守家庭児童育成室)	利用児童数(人) (※2)	173	164	159

(※1) 各年度4月1日現在の人数

(※2) 各年度5月1日現在の人数

#### 【見込量】

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所	利用児童数(人)	120	120	120
認定こども園	利用児童数(人)	50	50	50
放課後児童クラブ (留守家庭児童育成室)	利用児童数(人)	165	165	165

## 【見込量確保の方策】

- ・保育所等においては、発達支援保育制度（※3）及び要配慮保育制度（※4）により、障がい児の受け入れを実施します。私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。また、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談を実施し、保育支援や保護者支援を行います。
- ・放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配し、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談などを実施し保育に当たります。また、一定の要件を満たす児童については、モデル事業として5、6年生の受け入れを行います。

（※3）3歳児以上の発達に配慮を要する児童で、療育・医療機関から保育所等での集団保育を勧められた場合や保育所等での集団保育の必要性が特に認められる場合に、保護者に就労等の保育を必要とする事由がなくても保育所等の利用ができる制度

（※4）就労等の事由で保育所等の利用を希望し、保育所等の生活において発達の支援を希望する場合に利用できる制度